

添付法令資料 1

ロシア連邦法令解説

個別のロシア連邦法規への変更の導入に関する 2018 年 11 月 28 日付ロシア連邦法律 No.451-FZ により、ロシア連邦商事訴訟法典、ロシア連邦民事訴訟法典及びロシア連邦行政訴訟法典に様々な変更が導入された。この法律によって、その施行日である 2019 年 9 月 2 日からロシア連邦の各訴訟手続が次のとおり変更される。

1. 民事訴訟手続及び行政訴訟手続について、「すべての破棄上訴を審理する原則」(принцип сплошной кассации) が導入され、第二審裁判の確定日から 3 か月以内(現在は 6 か月以内)に一般管轄上訴裁判所に対して破棄を求める上訴を申し立てることができ、一般管轄上訴裁判所は、必ずその申立てを審理しなければならないこととなる(現在は、破棄上訴申立てを受理して審理するか否かは上訴裁判所において決定することとされている)。
2. 関係法令から各裁判所の”подведомственность”(「管轄」と翻訳されることもあるが、ここでは компетенция と区別するため「所属性」と翻訳しておく)という用語が除かれ、”компетенция судов”(裁判所の管轄)に置き換えられる。これに伴って、各裁判所の権限に属しない事件を「所属外の事件」として却下により終結させることなく、商事裁判所と一般管轄裁判所の間で移送することが可能となり、当事者が改めて別の裁判所に訴えを提起する必要はなくなる。
3. 商事訴訟事件において訴訟代理人になることができるのは、高度な法学教育(大学法学部教育)を受けた者又は法学の学位を有している者に限定される。治安判事裁判所及び地区裁判所を除き、一般管轄裁判所における訴訟代理人についても同様の限定がなされる。
上記の制限の特例として、知的財産権事件、破産事件、労働事件等の特定の種類の事件においては、弁理士、管財人、労働組合職員等が訴訟代理人となることができる。
4. 訴訟費用の還付申立ての期間は、6 か月から 3 か月に短縮される(ロシア連邦商事訴訟法典第 112 条の変更及びロシア連邦民事訴訟法典第 103.1 条の追加)。
5. 商事裁判所における金銭請求に関する簡易訴訟手続の限度額が引き上げられ、法人の場合には 80 万ルーブルまで(現在は 50 万ルーブル)、個人事業者の場合には 40 万ルーブルまで(現在は 25 万ルーブル)となる。

以上

ジュロフ・ロマン

zhurov.roman@uryuitoga.com